

代表および孫出品者向けご案内

本ご案内は地方自治体や業界団体等（代表出品者）が複数の企業等（孫出品者）をとりまとめて出品する場合の留意事項等をまとめたものです。該当する場合は「出品案内書」および本紙の内容についてご確認のうえお申込ください。

◆◇お申込み条件◆◇

ご提出いただく「代表出品に係る同意書」の全ての内容に同意いただく必要があります。

◆◇出品料について◆◇

- (1) **メンバー構成比において中小企業料金の適用条件を満たす事業者が 2/3 以上の場合、出品料は中小企業料金が適用されます。**

なお、代表出品者自身が出品物を有する場合は構成メンバーとして 1 カウントとしますが、代表出品者が出品物を有さない場合は、構成メンバーとしてカウントしません。（例えば、代表出品者が出品物を有する商社等の場合は構成メンバーの 1 事業者とするが、出品物を有さない自治体・業界団体等の場合は構成メンバーの数には入れない。）

- (2) 本出品形態については、孫出品者がジエトロメンバーズであっても割引料金は適用されません。
- (3) 出品料の請求書は、代表出品者宛に発行します。

◆◇申込枠毎の利用制限について◆◇

枠に応じて以下の通り利用者数に制限があります。

- ① 通常枠：1 小間に対して孫出品者は最大 1 社・団体まで。
- ② オープンスペース枠およびニューチャレンジャー枠：1 枠に対して孫出品者は 1 社・団体まで。

◆◇ブースレイアウト◆◇

本見本市（中国国際輸入博覧会）のジャパンパビリオンは、**各出品者を水産物やアルコール等の品目にまとめる「品目別」エリアに分類し配置します。**バイヤーが多くの出品者の中から関心品目・商品にアクセスし易くすることで、商談成果の向上を目指します。

代表出品者が孫出品者複数者を取りまとめる場合にも、異なる品目を扱う企業が 1 か所にまとめて出品することはできませんので予めご了承ください。

▼「品目別」エリア（予定） ※エリア区分が変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

- ① コメ・コメ関連製品
- ② 水産物（魚/貝/海藻/水産加工品等）
- ③ 調味料（醤油/味噌/ドレッシング等）
- ④ 加工品（乳製品/乾麺類等）
- ⑤ アルコール（ビール/酒/焼酎/ワイン/ウイスキー等）
- ⑥ 飲料（ソフトドリンク/お茶等）
- ⑦ 菓子/スナック（ケーキ/デザート/クッキー/チョコレート/キャンディー等）

◆◇お申し込みの流れと選考◆◇

別紙「ジャパンパビリオンお申し込みの流れ」の通り